

登園許可証明書

りんご保育園 園長殿

園児名 _____

診断名：「 _____ 」

_____年 _____月 _____日から症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、登園が可能と判断します。

登園停止期間： _____月 _____日 ~ _____月 _____日

登園後の注意事項：プール使用（ 可 ・ 不可 ）

.....
.....
.....

_____年 _____月 _____日

医療機関 _____

医師名 _____ (印)

○医師が記入した登園許可証明書を必要とする主な感染症

りんご保育園では、学校保健安全法施行規則第18条における、学校感染症の第一種感染症・第二種感染症・第三種感染症を対象として、登園停止の措置を行います。

登園停止の期間

第一種感染症・・・完全に治癒するまでとなります。

第二種感染症・・・下記の表、第二種を参照してください。また、病状により園医その他の医師において、伝染の恐れがないと認められた場合はこの限りではありません。

第三種感染症・・・病状により園医その他の医師において、伝染の恐れがないと認めるまでとなります。一部の感染症について、下記の表に目安を記載しています。

	感染症名	感染しやすい期間	登所の目安
第二種	インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日まで	解熱後3日を経過してから
	風しん(3日はしか)	発しん出現の前7日から後7日くらい	発しんが消失してから
	水痘(みずぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成(乾燥したかさぶたになるまで)	全ての発しんが痂皮化(乾燥したかさぶた)になってから
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
	アデノウイルス感染症(咽頭結膜熱等)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日を経過してから
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
	髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
第三種	RSウイルス感染症(0歳クラスに限る)	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が改善し、全身状態が良いこと
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで
	急性出血性結膜炎	呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月ウイルスが排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで